

豊平第四分区町内会会則

(昭和52年2月3日制定)

目次

- 第1章 総則 (第1条―第3条)
- 第2章 事業 (第4条―第5条)
- 第3章 役員等 (第6条―第11条)
- 第4章 総会 (第12条―第22条)
- 第5章 役員会等 (第23条―第26条)
- 第6章 会計 (第27条―第31条)
- 第7章 会則の変更等 (第32条)
- 第8章 雑則 (第33条)
- 第9章 補則 (第34条)

附 則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「豊平第四分区町内会」と称し、事務所を会長宅におく。

(会員)

第2条 本会の会員は、豊平区豊平4条2丁目区域内の住民及び同地区において事業を営む者をもって構成する。

2 元会員で継続して入会を希望する者は会員とする。

(目的)

第3条 本会は、次条第2項各号に規定する地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の親睦と福祉の向上を図り良好な地域社会の維持と形成に資することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、事業部を置く。

2 事業部の名称及び事業内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 総務部

文書の作成・保管及び記録、ホームページの維持管理、会議の開催等本会の庶務に関する事務及び他の部の所掌に属しない事業

(2) 厚生部

旅行、社会見学等の親睦・交流事業、慶弔並びに健康検診等の厚生事業及び子ども神輿等地域の伝統行事への参加支援等地域交流の促進に関する事業

(3) 社会福祉部

高齢者の見守り、高齢者の交流等地域の福祉支援等に関する事業

(4) 環境部

清掃及び花壇の維持等良好な地域環境の維持等に関する事業

(5) 交通部

交通安全活動の推進、除・排雪等道路環境の維持等に関する事業

(6) 防災・防犯部

防災組織の編成等防災計画の策定と訓練の実施及び防災資機材の計画的整備等に関する事業、並びに街路灯の維持、地域犯罪発生情報の提供等の防犯活動及び子どもの見守り活動等の推進に関する事業

(7) 体育部

パークゴルフ、ラジオ体操、歩こう会等のスポーツ行事を通じての健康増進と交流を図る事業

(8) 女性部

女性の立場からの各部の諸事業への支援・協力並びに女性会員の交流、共同募金の実施、赤十字活動への支援、子育て支援、福祉募金、ふれあいまつり、健康フェア等町連女性部活動に付随する事業

3 第6条第2号に定める部長は、事業部の会務を統括する。

(事業の報告)

第5条 各部長は、統括する事業・行事の実施及び官公庁・町内会連合会等の会議、行事への出席結果について会長に報告しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長4名以内、会計部長1名、監事1名
- (2) 部長(必要により副部長を置くことができる。)、幹事、班長

(役員を選任)

第7条 本会の役員を選任は、次により行う。

- (1) 会長・副会長・会計部長・監事は、総会において選出する。
- (2) 部長(副部長)・幹事・班長は、正副会長会議(「第22条第2項に規定する会議」をいう。)において候補者を選考し、会長が委嘱する。ただし総務部長は、副会長の中から会長が指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員交代及び補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期終了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計部長 出納その他の会計事務を執行する。
- (4) 監事 会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- (5) 部長 担当事業を統括し執行する。
- (6) 副部長 部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。

(7) 幹事 副部長を補佐し、副部長事故あるときは、その職務を代行する。

(8) 班長 班内会務の運営に当たる。

(町内会活動協力員)

第10条 本会の事業を推進するため、事業への支援や参加に協力いただける会員を町内会活動協力員（以下「協力員」という。）として登録するものとする。

2 協力員は、町内会の一斉清掃や交通安全街頭啓発、防災訓練、子育て支援や高齢者支援活動、地域の祭典等の主要行事に参加し、活動支援・補助等の一時的活動に従事する。

3 登録は、行事等実施の際に、各事業部で準備する参加者簿に氏名、住所、連絡先を記載することによって、登録が完了する。

(顧問・相談役)

第11条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第14条 総会は、次に掲げる事業を議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 収支予算及び収支決算に関する事項

(3) 会則の改廃

(4) 役員のうち会長、副会長、会計部長及び監事の選出

(5) その他本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年度決算終了後の2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、遅くとも開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、表決権を有する会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権)

第20条 総会における表決権は、1世帯当たり1票とする。ただし、複数の世帯が同居している場合も1世帯とみなす。

2 表決権は、原則として世帯主若しくは世帯内のいずれかの者が世帯を代表して行使する。

3 表決権は、代理人によって行使することができる。この場合、総会の日5日前までに書面による委任状を会長に提出しなければならない。

4 第15条第3項の規定による総会の招集通知後、表決権の行使についての意思表示をしない世帯については、その権利を放棄(棄権)したものとみなす。

(総会の書面表決等)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 表決権を有する会員世帯数及び出席者数(表決委任者を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会等

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事及び幹事を除く役員をもって構成する。

2 正副会長会議は、正副会長及び会計部長をもって構成する。

3 正副会長会議には、関係部長を出席させることができる。

(役員会の権能)

第24条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催等)

第25条 役員会は、原則として毎月1回開催する。

2 会長は、本会の意思を緊急に協議する必要があるときは臨時に役員会を開催することができる。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

2 役員会には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(経費)

第27条 本会の経費は、会費・寄付金・助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第28条 本会の会費は、原則として1世帯あたり1か月に300円から2,000円の範囲内とする。ただし過去の慣行等の経緯や経済情勢、本会の活動状況等に照らし、総会において承認を受けた場合は、会費を増減額することができる。

(事業計画及び予算)

第29条 会計年度開始時に予算が総会において議決されていない場合は、会長は総会で議決されるまでの間に限り、前年度の予算の範囲内で予算の執行を行うことができる。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計は、毎年1月に始まり12月に終わる。

第7章 会則の変更等

(会則の変更等)

第32条 この会則は、総会において、出席者の4分の3以上の同意を得なければ改廃することができない。

第8章 雑則

(備付帳簿及び文書)

第33条 本会に、会則、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、会員名簿その他必要な文書を備えて置かなければならない。

(役員・協力員の町内会活動中の受傷等の補償)

第9章 補則

(委任)

第34条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、役員会の議を経て

会長が定める。

附 則

この会則は、昭和52年2月3日から施行する。

この会則は、昭和63年2月22日から施行する。

この会則は、平成9年2月13日から施行する。

この会則は、平成19年2月25日から施行する。

この会則は、平成24年2月19日から施行する。

この会則は、平成25年2月25日から施行する。

この会則は、平成26年1月1日から施行する。

この会則は、平成28年1月1日から施行する。

この会則は、令和6年1月1日から施行する。